

平成 21 年 9 月 25 日

居宅介護支援事業所 各位
居宅介護予防支援事業所 各位
訪問介護事業所 各位

常総市保健福祉部介護長寿課

別居親族が行う訪問介護サービスの提供について

日頃より介護保険行政に多大なご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、訪問介護サービスの提供については、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 25 条により、同居家族により行われる形式が禁止されています。

別居親族による訪問介護サービス(以下「別居型サービス」という。)の提供については、過疎地や離島での訪問介護員等の確保の困難性等を考慮し、一律には禁止されていませんが、[1] 家族介護との区別がつきにくい、[2] 外部の目が届きにくい等の理由から、サービスの質の低下につながるものが懸念されています。また、同居家族によるサービス提供同様、介護報酬の算定対象となるサービスと家族等が行う介護を区別することは困難であり、報酬の対象とならない内容のサービスが提供されるおそれがあることなど、不適切な報酬算定につながりやすいと考えられるため適切でないとの見解が示されているところでもあります。

このため、本市では従前から、別居型サービスの提供についてはその必要性を判断し派遣するよう指導してきたところですが、一部の事業者において、その必要性が認められないにもかかわらず、サービスを提供している事例が散見されます。

以上の状況を踏まえ、法令により禁止されていない別居家族による居宅要介護(要介護予防)者への訪問介護サービスの提供について、一律的に禁止する取扱いとせず、別居家族によるサービス提供がやむを得ないものであり、かつ適切なサービス提供が担保されることが明らかな場合にはこれを認める取扱いとすることといたしました。

については、別居型サービスを提供する場合は、下記のとおり、事前に協議することといたしましたので別紙により提出していただきますようお願いいたします。

居宅介護(介護予防)支援事業所におかれましては、その趣旨を十分にご理解

解いただき、訪問介護事業所との連携を図り、適切な訪問介護サービスの提供が行われるよう、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 取扱要領及び協議書 | 別紙のとおり |
| 2. 対象月 | 新規：平成21年11月サービス提供分より
適用
継続：現在提供中のものは11月末日までに
提出のこと。 |

《問い合わせ先》

常総市保健福祉部介護長寿課管理係

電話 0297-23-2913

FAX 0297-22-1900